２０２７年度同志社大学大学院司法研究科
前期日程入学試験問題解説
憲法

第１問【解説】

1　出題意図

投票価値の平等に関する判例の理解を問う問題である。

2　解説・解答例

投票価値の平等に関する判例にて、衆議院議員選挙の区割りと議員定数を定めていた法律の諸規定（「議員定数配分規定」という。）が違憲と判断された場合に、それに依拠してなされた選挙の効力に関する解釈手法として事情判決的解釈が示されたことがある。

具体的には、最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 巻 3 号 223 頁は以下のように述べる。

まず、前提として、違憲の議員定数配分規定に基づく選挙の効力について、（同規定および）選挙を当然無効とすべきではないとする。その理由として、①無効としても憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではないこと、②当該選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかつたこととなる結果、すでにそれらの議員によって組織された衆議院の議決を経たうえで成立した法律等の効力にも問題が生じること、③今後における衆議院の活動が不可能となり、議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することさえもできなくなることが挙げられる。

そのうえで、現行法上選挙を将来に向かつて形成的に無効とする訴訟として認められている公選法 204 条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によって当該選挙を無効とする（同法 205 条 1 項）ことの可否（＝当該特定の選挙のみ将来無効とすることの可否）について、一般的な法の基本原則に基づき、選挙が違法であってもそれを無効とすることにより公の利益に著しい障害を生ずる場合には違法であるが無効とはしないことも認められるとした。その理由として、①行政事件訴訟法 31 条には、一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていること、②公選法 219 条は行政事件訴訟法 31 条の準用を排除しているものの、同条による排除は選挙が公選法の規定に反する場合を念頭に置いており、公選法自体が憲法に違反している場合には及ばないことを挙げた。これが、いわゆる事情判決的解釈と称される解釈である。

そして、本件選挙を無効としても直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずること、具体的には、①選挙無効の判決では当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであって、憲法に適合する選挙が実現するためには公選法の改正を要すること、②全国の選挙について同様の訴訟が提起されると、選挙無効の判決によって今後における衆議院の活動が困難となるおそれがあること、③仮に一部の選挙区の選挙のみが無効とされるにとどまった場合でも、もともと同じ憲法

違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないことから、本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこととするのが相当であるとした。

第２問【解説】

1　出題意図

本問は、未決拘禁者 X に差し入れられた新聞及び法律雑誌の記事の主要部分を、A 拘置所長が黒塗りにして交付した措置について、憲法上どのように評価すべきかを問うものである。中心となるのは、新聞紙・図書等の閲読の自由であり、判例の言葉に即していえば、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会、すなわち情報を摂取する自由の問題である。

2　解説・解答例

最も重要な先例は、よど号新聞記事抹消事件判決（最大判昭和 58 年 6 月 22 日民集 37 巻 5 号 793 頁）である。同判決は、新聞紙・図書等の閲読の自由について、憲法 19 条及び 21 条の趣旨・目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるものとした。また、これは憲法 13 条の趣旨にも沿うものと位置づけられている。

もっとも、同判決は、未決拘禁者の閲読の自由が絶対的に保障されるとはしていない。刑事施設は、多数の被拘禁者を外部から隔離して収容する施設であり、その内部における規律及び秩序を維持する必要がある。そのため、未決拘禁者の自由に対して一定の制限が加えられることはあり得る。

その際の基本的な判断枠組みとして、同判決は、自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、その目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、さらにこれに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべきである、と判示している。ここが本問でまず確認されるべき衡量枠組みである。

そのうえで、同判決は、監獄内の規律及び秩序の維持を理由として新聞紙・図書等の閲読の自由を制限する場合について、さらに具体的な基準を示している。すなわち、当該閲読を許すことにより規律及び秩序が害される一般的・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理・保安の状況、当該新聞紙・図書等の内容その他の具体的事情の下で、監獄内の規律及び秩序の維持上、放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性が必要である。そして、その場合でも、制限の程度は、障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまらなければならない。

本問では、黒塗りの対象となったのは、刑事施設職員による不適切な処遇を報じる新聞記

事と、懲罰処分の取消しや国家賠償請求に関する法律雑誌の記事である。これらは、暴動、逃走、職員への加害等を具体的にあおるものではなく、刑事施設における処遇や法的救済に関する情報である。とりわけ X は、自らが受けた懲罰処分の適法性を争うことを検討しているのであるから、法律雑誌の記事については、情報を摂取する自由に加えて、自己の権利救済を検討するための情報としての重要性も高い。さらに、法的救済に必要な情報へのアクセスという観点から、裁判を受ける権利（憲法 32 条）の実効性との関係にも留意すべきである。

したがって、答案では、まず、刑事施設の規律及び秩序維持という目的の重要性・必要性を認めつつ、これに対して制限される閲読の自由の内容・性質、本件黒塗り措置の態様・程度を具体的に較量する必要がある。そのうえで、本件各記事を閲読させることにより、施設内の規律及び秩序の維持上放置できない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があったといえるかを検討することになる。

なお、同判決の判断枠組みを本問に用いること自体については、理論上、批判の余地があり得る。たとえば、刑事施設内の規律・秩序維持を重視する同判決の枠組みが、情報を摂取する自由の保障を十分に手厚く捉えているかについては、検討の余地がある。答案において、このような観点から判例枠組みそのものを批判的に検討することは妨げられない。

しかしながら、判例の判断枠組みを前提としても、本問では、本件黒塗り措置を違憲と評価する結論が十分にあり得る。同判決の規範は、抽象的なおそれによる制限を許すものではなく、具体的事情に即した較量と、放置できない程度の障害発生の相当の蓋然性を要求するものである。したがって、判例枠組み自体を批判するだけで、本問の具体的事情をその枠組みに即して検討しない答案は適切ではない。

本問では、記事の性質、X が懲罰処分を争うことを検討している事情、黒塗りが記事の主要部分に及んでいること、そして法的救済に関する情報へのアクセスが制限されることを重視すべきである。したがって、同判決の結論を機械的に踏襲するのではなく、同判決の示した衡量枠組みを正確に用い、本件黒塗り措置が、刑事施設の規律及び秩序維持の目的との関係で、本当に必要かつ合理的な範囲にとどまるかを検討することが求められる。